

諮問第十号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十七年六月四日提出

青森市長
鹿内博

異議申立書（下水道使用19）

平成27年3月9日（月）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 65歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成27年1月5日付け平成26年度下水道使用料督促状(平成26年11月分)による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成27年1月6日

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

異議申立人は、平成25年6月分下水道使用料に係る督促状に対する異議申立(平成25年8月9日)以来一貫して、貴職に下水道使用料徴収に関して法令遵守及び法の下での平等取扱いを求めているものである。

貴職は、青森市税外諸歳入金督促手数料及び延滞金徴収条例第2条第1項の規定により下水道使用料滞納者に対し督促状を発行し、指定納期限までに納付しない者からは延滞金の徴収を義務づけられているにも拘わらず、貴職の怠慢等による賦課漏れ等以外の通常の下水道使用料の徴収に関しては、「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」と称するものを送付し、法的に有効な督促処分には当たらない納付勧奨し、実質的には下水道使用料滞納者からの延滞金徴収を放棄し、青森市の財政を毀損している。異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行せず、延滞金も徴収せずに、異議申立人に対してのみ督促状を発し督促手数料及び延滞金を徴収している現状は、明らかに異議申立人に対する不平等極まりない不利益取扱いであり、違法不当である。よって、本件異議申立に係る督促処分は取り消されるべきものである。

更にまた、異議申立人が「異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行せず、延滞金も徴収していない現状は違法である」と主張しているにも関わらず、一切の対応をしない現状は、貴職の悪意に満ちた怠慢に他ならないものであり、法の厳しい裁きを受けるべきものである。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

